

滋賀県型気候風土適応住宅 の基準策定について

1. 滋賀県型気候風土適応住宅の基準策定 について

- 令和7年4月1日から
原則全ての建築物に省エネ基準の適合義務化。
- 県内でも地元大工・設計者が造る住宅（特に県内で造られる伝統的構法による住宅）について、法が定める外皮基準に適合させることが困難なものが出てくる可能性がある。
- 関係団体、地元設計者等から県独自基準の設定について実務者の意見を取り入れるように要望が出ている。
- 県産木材を利用した木造住宅の普及促進、地元に根付く技術の継承の観点から、本県に必要と考えられる住宅について県内独自基準の整備の検討を進める。

滋賀県らしい住まいや住まい方、これらをつくる地域の材料や技術を未来へ継承していくため、令和元年国土交通省告示第786号第2項の規定により、本県独自の気候風土適応住宅の基準を定めることとしました。

2. 滋賀県型気候風土適応住宅の基準策定に向けた活動内容

■ 令和6年度の活動内容

活動機関	活動内容
気候風土適応住宅基準検討会	・「気候風土適応住宅基準検討会」を3回実施。 ・設計者や施工者の方々からの意見や現状等を確認し、 独自基準の素案 について、議論を行った。
県内の特定行政庁の連絡会議	・県内統一の基準となるよう、上記検討会と並行して 独自基準について詳細検討 を行った。 ・詳細検討を踏まえ、独自基準を説明するための 解説書 を作成した。

「気候風土適応住宅基準検討会」は、特定行政庁、滋賀県建築士会、滋賀県建築士事務所協会、湖国すまい・まちづくり推進協議会にて構成



令和7年4月1日 滋賀県型気候風土適応住宅の基準策定

3. 滋賀県型気候風土適応住宅の基準

- 独自基準は、「国が定める要件」＋「県が独自で定める要件」を定めています。
- 県が独自で定める要件として、下記の要件を定めています。
 - ・工法について、**貫工法**であること。
 - ・柱、梁、母屋および土台に用いる木材について、**手刻みによる加工**がされた継手仕口であること。
 - ・主たる居室の天井が**竿縁天井**または**網代天井**であること。
 - ・**縁側**（外縁を除く。以下同じ。）の室内側に建具（開口部の高さが1.7m以上であって柱芯の間の長さ（建具が複数ある場合にあってはその合計）が3.64m以上のものに限る。以下同じ。）を設け、かつ、縁側の室外側に**多層構成の建具**を設けていること。
 - ・**県産材**を7.5㎡以上（そのうち構造材に3㎡以上）使用していること。
 - ・柱芯から垂木等の支持材の先端までの長さが0.9m以上の**軒**（ケラバの部分を除く。）を設けていること。
 - ・**自然通風**の取り込みに配慮した複数の窓を設けていること。

4. 滋賀県気候風土適応住宅チェックリスト

滋賀県 気候風土適応住宅チェックリスト	
・省エネ資料が必要な場合、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出または設計者が告示への適合状況を自己確認した結果を当該チェックリストに記入し、計画書に添付する。また、建築確認の申請者または設計者も、確認申請書に当該チェックリストを添付する。 ・省エネ資料が不要な場合、建築確認の申請者または設計者が告示への適合状況を自己確認した結果を当該チェックリストに記入し、確認申請書に添付する。	
年 月 日	
建築物およびその敷地に関する事項	
地名地番	
チェック項目	チェック (申請書又は設計者が記入)
令和元年国土交通省告示第785号第1項各号に掲げる要件と同等であると認められるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。	
告示要件	(1) 外壁の過半が両面を真壁造とした土壁であること。 ☐ (2) 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること。 ☐ (3) 屋根が茅葺であること。 ☐ (4) 次のアおよびイのいずれにも該当すること。 ☐ ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当すること。 (ア) 外壁について、片面を真壁造とした土壁であること。 ☐ (イ) 外壁について、片面を真壁造とした落とし込み板壁であること。 ☐ (ウ) 外壁について、過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること。 ☐ 五典 (エ) 工法について、真工法であること。 ☐ 五典 (オ) 柱、梁、母屋および土台に用いる木材について、手刻みによる加工がされた継手仕口であること。 ☐ イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれか1つ以上、または、(エ)から(オ)までのいずれか3つ以上に該当すること。ただし、アの(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない場合は、次の(ア)から(ウ)までのいずれか1つ以上、または(エ)から(オ)までのいずれか3つ以上 ((エ)または(オ)を含むものに限る。)に該当すること。 告示要件 (ア) 屋根が次のいずれかの構造であること。 a 化粧野地天井 ☐ b 面戸板現し ☐ c せがい造り ☐ (イ) 床が板張りであること。 ☐ (ウ) 窓の過半が地盤製作の木製建具であること。 ☐ (エ) 主たる居室の天井が平天井または斜天井であること。 ☐ 五典 五典 五典 (オ) 縁側(外縁を除く。以下同じ。)の室内側に建具(開口部の高さが1.7m以上であって柱芯の間の長さ(建具が複数ある場合はその合計)が3.64m以上のものに限る。以下同じ。)を設け、かつ、縁側の室外側に多層構造の建具を設けていること。 ☐

(ウ) 傾度材を7.5㎡以上(そのうち構造材に3㎡以上)使用していること。	☐
(エ) 柱芯から垂木等の支持材の先端までの長さが0.9m以上の軒(ケラバの部分を除く。)を設けていること。	☐
(オ) 自然通風の取り込みに配慮した複数の窓を設けていること。	☐

※上記の基準とあわせて、下記について確認を行う必要があります。

建築主に対して、気候風土適応住宅の適用を受けた計画であることについて説明を行ったものであることとし、建築主は気象要素を制御、活用する暮らしを行う意思があること ・気象要素を制御、活用する暮らしとは、植栽、すだれ等の利用、窓の開け閉め等を活用した暮らしを行うこと	☐
---	--------------------------

※チェック項目の用語の解説は、一般財団法人 住宅・建築SDGｓ推進センターが発行する「『気候風土適応住宅』の解説(2024年度版)」および滋賀県型気候風土適応住宅基準 解説書を確認ください。

申請者氏名: _____ 設計者氏名: _____

※上記の基準とあわせて、下記について確認を行う必要があります。

建築主に対して、気候風土適応住宅の適用を受けた計画であることについて説明を行ったものであることとし、建築主は気象要素を制御、活用する暮らしを行う意思があること

5

滋賀県 土木交通部 建築課 建築指導室

5. 滋賀県型気候風土適応住宅基準 解説書

(4) ア (オ)

柱、梁、母屋および土台に用いる木材について、手刻みによる加工がされた継手仕口であること。

1. 解説

次の接合部は、手刻みによる仕口とする。

- ・土台と柱 (間柱は除く。)
- ・柱と梁
- ・梁と梁
- ・母屋と束 (母屋と垂木との接合部は除く。)

なお、仕口の手刻みについては、以下の①および②による。

① 墨付けについては、墨糸・墨差しを用いて大工が墨付けを行うこと

② 調整や仕上げは、鑿、鉋、鉋、鉋 等の手道具を用いて行うこと。ただし、ほぞの穴開け、仕口のカットは、電動角のみや電動のこぎり等による加工を可とする。

2. 確認申請時に必要な添付図書および明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
軸組図	・仕口の位置および種類

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

必要な添付書類	添付書類の内容
手刻み証明書	・様式1 (P11) による
手刻み作業の工程写真	・仕口の種類ごとに墨付け、手刻み作業中、手刻み完了時、建込定時の写真(各工程3枚以下ずつ)

<留意事項>

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第47条(構造耐力上主要な部分である継手または仕口)の規定において、金物を使用しない仕口は「長ほぞ差し込み栓打ち」が示されている。

ただし、建築基準法施行令第47条に示される仕口以外の仕口とする場合は、限界耐力計算や時刻応答解析による構造設計を行うことになる。

これらの構造設計を行う場合は、(公財)日本住宅・木材技術センターの「伝統的構法データベース」において、解析プログラムへの入力データの他、解析結果の検定方法が示されており参照することが可能である。

(様式1)

年 月 日

手刻み証明書

下表の工事名において、下表の接合部の仕口を手刻みで作業したことを証明します。

施工者(元請)	
現場責任者名	
施工者(下請)	
手刻み作業者名	

工 事 名	
工 事 場 所	
施 工 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
設 計 者	資格: () 級建築士 () 登録第 () 号 氏名: _____ 建築士事務所名: _____ () 級建築士事務所 () 知事登録 () 号
手刻みによる加工がされた接合部	・土台と柱(間柱は除く。) ・柱と梁 ・梁と梁 ・母屋と束(母屋と垂木との接合部は除く。)

※手刻みによる加工がされた接合部の該当部分は、○で囲む。

6

滋賀県 土木交通部 建築課 建築指導室

5. 滋賀県型気候風土適応住宅基準 解説書

(4) ア (エ)

工法について、貫工法であること。

1. 解説
筋交いを用いず、開口のない壁に貫を土台から桁間に設けた軸組構法（くしり 横締め）とすること。
なお、昭和 56 年建告第 1100 号に示される軸組以外の軸組とする場合は、限界耐力計算や時刻歴応答解析による構造設計を行うことになる。

2. 確認申請時に必要な添付図書および明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
平面図または断面図	・貫工法の位置、貫の寸法を明示

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

必要な添付書類	添付書類の内容
各工法の施工写真	・貫工法の完成状況

○ 用語の解説
・貫工法
木造真壁造りの建物などで柱を貫いて相互に繋ぎ、横で固定させる工法。壁下地材の取付け固定と壁の補強の2つの意味を持つ。

貫工法の施工写真（例）

(4) イ (カ)

県産材を 7.5 m²以上（そのうち構造材に 3 m²以上）使用していること。

1. 解説
・本要件による県産材とは、びわ湖材とする。
・びわ湖材とは、滋賀県内の森林から法令に基づき適切に伐採された原木およびその原木を加工した製材品等の木材をいう。
・使用する木材について、県産材の使用量を 7.5 m²以上（県産材の使用基準として、構造材に 3 m²以上使用すること）とする。
・構造材とは、土台、大引、柱（管柱、通柱）、梁（小屋梁を含む）、桁、胴差、母屋、方づえ、火打ち、棟木、隅木および小屋束等とする。

2. 確認申請時に必要な添付図書および明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
仕様書または構造図	・県産材の使用箇所（予定を可とする） ・県産材の総体積およびその算定根拠 ・県産材のうち構造材の体積およびその算定根拠

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

必要な添付書類	添付書類の内容
びわ湖材証明書	・「びわ湖材産地証明制度」により認定を受けた木材業者および製材業者等（認定事業者）が適正に管理し、県産材であることを証明
びわ湖材出荷証明書	・びわ湖材（構造材）の使用内訳が分かるもの
仕様書または構造図	・確認後に使用量の変更があった場合は、体積の算定根拠

びわ湖材の使用写真（例）

6. 今後について

- 令和 7 年 4 月 1 日に、滋賀県型気候風土適応住宅の基準を策定したところですが、今後、運用状況の把握や相談事例の検証について、必要に応じて、検討を行いたい。

ご清聴ありがとうございました。